

プラーク訪問看護 重要事項説明書
(介護保険)

2024年6月1日より施行

1. 訪問看護事業者の概要

名称	株式会社Plark
代表者名	代表取締役 田崎 竜一
所在地・連絡先	住所 〒065-0025 北海道札幌市東区北25条東16丁目2-6 電話 011-699-6091
業務概要	・訪問看護ステーションの運営 ・在宅高齢者向け生活支援サービス

2. 事業所の概要

事業所名	プラーク訪問看護ステーション
所在地・連絡先	住所 〒063-0031 北海道札幌市西区西野1条1丁目10-26 オークヒルズ89 105号 電話 011-699-6091
事業所番号	0160490728
管理者氏名	佐藤 明日香
サービス実施地区	西区全域、手稲区・北区・中央区の一部

3. 事業所の職員体制 ※2024年6月1日時点

従業員の職種	人数 (人)	区分		備考	
		常勤	非常勤		
管理者(看護師)	1	1	0		
訪問 従 業 員	看護師	6	6	0	
	理学療法士	6	6	0	
	作業療法士	2	2	0	
	言語聴覚士				
	事務	2	1	1	

4. 営業時間・営業日

月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:30 ※土・日、祝日、年末年始は休業

5. 料金

介護保険の適用がある場合は、原則としてご利用者様の所得に応じ、料金表の利用料金の1割~3割がご利用者様の負担額です。小数点以下端数処理のため、利用者様の負担金に若干の変動があります。介護保険の限度額を超えての利用分においては、全額ご利用者様の負担となります。

1) 訪問看護等サービスの基本料金 2024年6月~

【看護師の場合】

サービス内容	区分	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	要介護 (要支援)	314 (303)	3,205円 (3,093円)	321円 (310円)	641円 (619円)	962円 (928円)
30分未満	要介護 (要支援)	471 (451)	4,808円 (4,604円)	481円 (461円)	962円 (921円)	1,443円 (1,382円)
30分 ~60分未満	要介護 (要支援)	823 (794)	8,402円 (8,106円)	841円 (811円)	1,681円 (1,622円)	2,521円 (2,432円)
60分 ~90分未満	要介護 (要支援)	1,128 (1,090)	11,516円 (11,128円)	1,152円 (1,113円)	2,304円 (2,226円)	3,455円 (3,339円)

※ 20分未満の訪問は週1回以上20分以上の看護師、保健師による訪問の場合のみとなります。

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合】

サービス内容	区分	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分	要介護 (要支援)	294 (284)	3,001円 (2,899円)	301円 (290円)	601円 (580円)	901円 (870円)
40分	要介護 (要支援)	588 (568)	6,003円 (5,799円)	601円 (578円)	1,201円 (1,160円)	1,801円 (1,740円)
60分	要介護	792	8,096円	810円	1,620円	2,429円

※リハビリのみの介入の場合、3か月に1度、看護師訪問(30分)が必要となります。

※リハビリにおいて以下の①、②いずれかに該当する場合は、1回につき8単位の減算。要支援の利用者様について12か月を超えて訪問を行う場合は更に15単位の減算となります。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること

②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携サービス利用の場合】

	単位数	全額負担額	1割	2割	3割
定期巡回	2,961	30,321円	3,024円	6,047円	9,070円

※要介護5の利用者様の場合、800単位が加算されます

※医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問指示期間の日数につき、1日あたり-97単位減算します

2) 追加料金・加算料金がかかる場合

・長時間訪問看護加算に該当しない方で、営業時間内に看護師訪問が90分を超える場合、追加時間により、上記基本料金30分、60分、90分と同金額の追加基本料金を申し受けさせていただきます。

・夜間・深夜・早朝の訪問

ご利用者様事由により18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問となった場合は、時間帯により、以下の料金を申し受けさせていただきます。

[夜間(18:00~22:00) 料金]=基本料金の25%加算金額

[深夜(22:00~6:00) 料金]=基本料金の50%加算金額

[早朝(6:00~8:00) 料金]=基本料金の25%加算金額

※緊急時対応のご契約をいただいているご利用者様において、特別管理加算を算定する状態の方の場合で1ヶ月以内の2回目以降の緊急時訪問については、夜18:00以降ないしは朝8:00以前の訪問時に、夜間、深夜、早朝割増料金がかかります。

3) 初回加算

過去二ヶ月間において、当ステーションから(医療保険の訪問看護を含む)訪問看護の提供を行っておらず、新たに訪問看護計画を作成したご利用者様につきまして、初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

また、ご利用者様の介護度区分変更の結果、要支援から要介護へ、または要介護から要支援と変更となった際、新たに訪問看護計画を作成した上で、区分変更後初回の訪問看護を行った月に初回加算を1回算定させていただきます。

退院又は退所した日に初回訪問をした場合は初回加算(Ⅰ)を、退院または退所した日の翌日以降に初回訪問した場合は初回加算(Ⅱ)を算定いたします。

初回加算	単位	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(Ⅰ)	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	300	3,063円	307円	613円	919円

4) 緊急時訪問看護加算

①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある

②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※①②に該当	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円

緊急時訪問看護加算(Ⅱ) ※①のみ該当	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
---------------------	-----	--------	------	--------	--------

※訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算料金の他に、訪問ごとに料金が発生します。

5) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所中のご利用者様に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合には、退所後初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を必要とする方は2回)退院時共同指導加算を算定させていただきます。(初回加算を頂く場合には算定いたしません。)

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円

6) 看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等の実施を支援した場合に算定いたします。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
看護・介護職員 連携強化加算	250	2,552円	256円	511円	766円

7) 口腔連携強化加算

歯科専門職の連携の下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を実施した場合に算定いたします。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
口腔連携強化加算	50	510円	51円	102円	153円

8) 特別管理加算

訪問看護において特別な管理を必要とするご利用者様(厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者様に限りません)には、計画的な管理をおこないます。利用料は1ヶ月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定させていただきます。

特別管理加算(Ⅰ)	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
<ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 					
特別管理加算(Ⅱ)	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
	250	2,552円	256円	511円	766円
<ul style="list-style-type: none"> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 					

*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のための訪問のご利用者様は、特別管理加算はかかりません。

9) 専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算いたします。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
専門管理加算	250	2,552円	256円	511円	766円

10) 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象のご利用者様で、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、1回あたりの基本料金に、下記長時間訪問看護加算を算定させていただきます。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
長時間訪問看護加算	300	3,063円	307円	613円	919円

11) 複数名訪問加算

同時に複数の看護師等により訪問を行う必要があり、厚生労働大臣が定める基準のいずれかに該当する場合は、ご利用者様やご家族様等に同意を得た上で、1回あたりの基本料金に、下記複数名訪問加算を算定させていただきます。

		単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402	4,104円	411円	821円	1,232円

※厚生労働大臣が定める基準

- ①ご利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他ご利用者様の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

12) ターミナルケア加算

終末期の利用者様で、逝去日及び逝去日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定いたします。

	単位数	全額負担	1割負担	2割負担	3割負担
ターミナルケア加算	2,500	25,525円	2,553円	5,015円	7,658円

13) 死後の処置料(エンゼルケア)

訪問看護を利用されているご利用者様が、在宅で死亡診断を受けその後の処置を訪問看護ステーションに希望されるときは、介護保険外で看護師が訪問して行います。料金として10,000円(税別)をご請求いたします。

14) 別途料金(全額ご利用者様負担)

- 1 交通費:通常のサービス地域以外についてのみ、所定の交通費(実費)が必要となります。
- 2 複写物:実施記録の複写物交付の際は、所定の手続きを後に1枚当たり100円で提供します。
- 3 時間超過:訪問看護時間を90分を超えてサービスが必要で、保険適用とならない場合に5,000円/30分を頂戴します。事前に利用者様、ご家族様の了承を受けます。

6. ご利用者様負担金のお支払い

1 支払い方法

お支払いは口座振替でお願い致します。銀行・郵便口座の口座振替がご利用いただけます。

詳細は、別紙をご参照ください。

※申し込みが初回の引き落としに間に合わない場合は、引落の手配が完了するまでは口座振り込みか現金払いにてお願いする場合がございます。恐れ入りますが、お振込に要する手数料はご利用者様ご負担となります。

■口座振替の収納代行会社情報

収納依頼企業名: 株式会社 エス・エム・エス

料金等の種類: 介護サービスおよび付随する費用

収納代行会社名: 三井住友カード株式会社

※口座振替は弊社がエス・エム・エスに依頼し三井住友カード株式会社を通じて集金します

■振込先口座情報

銀行名: ゆうちょ銀行 九〇八支店 普通預金 5641125

(金融機関コード: 9900 店番: 908)

フリガナ: カ) プラーク

口座名義: 株式会社 Plark

2 領収書

入金確認後に発行いたします。基本的に、再発行は致しませんので大切に保管願います。

7. キャンセル

- 1 サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先の電話番号: 011-699-6091

- 2 ご利用者様の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前日17時30分までに事務所までご連絡ください。緊急携帯への連絡ではキャンセルの手続きは致しかねますのでご注意ください。前日17時30分を過ぎてのキャンセルは、ご利用者様負担金の100%相当額(但し、利用者負担割合が0%の場合にはサービス費用総額の10%に相当する額)のキャンセル料を申し受けさせていただきます。ただし、ご利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

8. 緊急時の対応について

1) 通常契約のご利用者様

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。営業時間外の、夜間や休日等に容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当スタッフに緊急時の対処についてよくご相談ください。

2) 緊急時連絡対応体制のご契約のご利用者様

訪問看護(看護師による訪問)をご利用のご利用者様は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいたご利用者様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。契約にあたっては、担当スタッフとご相談の上、ご決定ください。

<緊急時対応体制についてのご注意点>

- ・当事業所の職員が当番制で対応します。病状によっては医療機関への救急受診が必要になる場合もございます。状況に応じて対応させていただきます。
- ・緊急時に使用する電話に掛かってきた電話には、看護師以外の職員が対応する場合があります。
- ・看護師との直接のやり取りや、緊急の訪問が必要と判断された場合は、電話を受けた職員が速やかに、看護師に連絡を行い、看護師より利用者様、ご家族様に直接連絡を行います。
- ・看護師以外の職員が対応する場合としては、誤って緊急電話に掛かってきた日程変更のお電話や、看護師の対応を要さない体調確認・報告などを想定しています。
- ・体調不良など看護師の対応が必要な場合は、必ず看護師が対応しますので、ご安心下さい。
- ・看護師以外の職員が利用者様、ご家族様からの電話を受けた場合はマニュアルに沿って対応します。
- ・看護師以外の職員が緊急時の電話対応を行う日は、看護師に周知しています。
- ・看護師以外の職員が受けた連絡や相談内容は、看護師に報告し、看護師がその内容を訪問看護記録書に記録します。
- ・夜間・深夜の定期訪問サービスはございません。
- ・緊急時の連絡先を記したA4ラミネートの裏面も、充分にご確認下さい。

9. 事故発生時の対処法について

サービス提供中に、事故が発生した場合には、速やかにご利用者様のご家族等緊急時連絡先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 1 ご利用者様がけがをされた場合、けがの状態、現場状況等を確認し、状況に応じて、救急隊、主治医、居宅支援事業者等へ連絡し、必要な対処をいたします。
- 2 物損事故が発生した場合、ご利用者様のけがの状況、破損物の状況や程度を確認し、追って破損物写真撮影等にお伺いし、必要な対処をいたします。
- 3 訪問にあたり、担当スタッフ自身がけがをしてサービス状況に支障が出た場合は、振り替えやお休み等、ご利用者様とご相談のうえ、適宜対応いたします。

10. 個人情報の取り扱いについて

事業者は、ご利用者様へのサービスを実施するにあたり、下記のとおり個人情報の提供を行います。

- 1 主治医やケアマネージャー等へ「訪問看護計画・報告書」を毎月提出
- 2 保険者へ「居宅サービス介護給付費明細書」を毎月提出
- 3 医療機関または介護保険施設に入所される際に「訪問看護サマリー」を提出
- 4 サービス担当者会議における情報提供
- 5 ご利用者様の体調やサービス実施状況等、サービス提供に関連した個人情報についての電話やFAXなどによる連絡

11. 事業所の運営方針

1 事業の目的

訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、疾病やけが等によりご家庭において、継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めたご利用者様に対し、適切な訪問看護等サービスを提供することを目的とします。

2 運営方針

従業員は、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、可能な限りご自宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指して支援いたします。また、サービスの実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係行政機関、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

12. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

プラーク訪問看護ステーション (受付窓口:代表取締役 田崎 竜一)	所在地 〒063-0031 北海道札幌市西区西野1条1丁目10-26 オークヒルズ89 105号 電話番号(011)699-6091 FAX番号(011)699-6092 E-mail plarkhnc@gmail.com
--------------------------------------	--

■ 次の公的機関においても相談ができます。

札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所庁舎3階 電話番号(011)211-2972 時間:8時45分～17時15分(平日のみ)
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号(011)231-5175 時間:9時00分～17時00分(平日のみ)
高齢者・障害者生活あんしん支援センター (あんしんセンター)	所在地 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 電話番号(011)632-0550 時間:9時00分～17時00分(平日のみ)

13. ご利用者様へのお願い

介護保険被保険者証の区分変更や更新があった場合には、コピーを一部ご提出願います。

また、「介護保険負担割合証」の負担割合が変更になった場合に、ご提示又はコピーを一部ご提出いただくことがございますので、ご協力お願いいたします。